

身体拘束排除について

介護事業所での身体拘束は、介護保険法で原則禁止と定められています。内部研修を実施したりメディアが取り上げるなどして、身体拘束排除に対するスタッフ・社会の意識は年々高まっていますが、「知らないうち」「気付かないうち」に身体拘束につながる行動を取っている場合があります。改めて、身体拘束排除について確認を行いましょう。

◆デイで行われやすい「グレーゾーン」

いわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる行為の多くは、利用者の身体を直接的に拘束せずに行動を制限しているため、身体拘束と認識されにくく、事業所内で日常的に行われているケースが多くあります。以下のような事例から、自事業所で行っているケアを振り返ってみましょう。

【デイで行われている身体拘束の「グレーゾーン」事例】

静養室の布団に鈴を付け、利用者がベッドから起きたときに、すぐに駆け付けて、1人で動けないようにする。



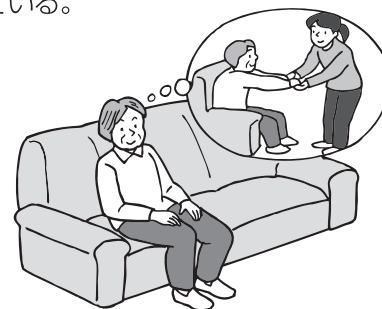
車イスの背もたれにセンサーを付け、利用者が立ち上がろうとしたときに、車イスに座っておくよう促す。



事業所の玄関に鍵をかけ、利用者が事業所から出ないようにしている。



低くて自力で立ち上がりにくいソファに利用者を座らせている。



自立歩行可能な利用者を車イスに座らせて移動する。

